

★錦江町人権擁護委員に再任

平成19年4月1日付けで2名の方が本町の人権擁護委員に再任されました。

小牧 唯憲さん(馬場自治会)
岩下 啓式さん(神川上自治会)

現在、本町の人権擁護委員は、在任中の白川弘さん(鳥井戸自治会)と3名で活動しております。



岩下 啓式さん



小牧 唯憲さん

人権擁護委員ってなにする人?

人権擁護委員は、各市町村長から推薦され法務大臣から委嘱を受けた民間の方たちです。

現在、鹿児島県内には、255名の人権擁護委員が配置されており、地域で様々な啓発活動を行ったり、地方法務局またはその支局で人権相談を受けるなどの積極的な活動を行っています。

6月1日は何の日?

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日に「全国一斉特設人権相談」を実施することとしていますが、鹿児島県人権擁護委員連合会においても、県内の各市町村で特設人権相談所を開設し、本町でも下記のとおり開設します。

全国一斉特設人権相談

- 開設場所 錦江町役場 (本庁) 3階委員会室 電話22-3039
(支所) 1階会議室 電話25-2511
- 開設日 平成19年6月1日(金)
- 開設時間 午前10時~午後3時
- お問合せ 鹿児島地方法務局(鹿屋支局) 電話0994-43-6790

○キオビエダシャクが発生しています!○

今年も庭木等に被害をもたらすキオビエダシャクが飛び回っています。

幼虫は中型のしゃくとり虫でオレンジ色と灰色の模様をしています。振動や音に敏感で、木をゆすったりすると糸を引いて垂れ下がります。さなぎ化は、土中に潜って行われ、成虫は写真のように鮮やかな蛾で、昼行性です。産卵はイヌマキの祖皮下に行います。

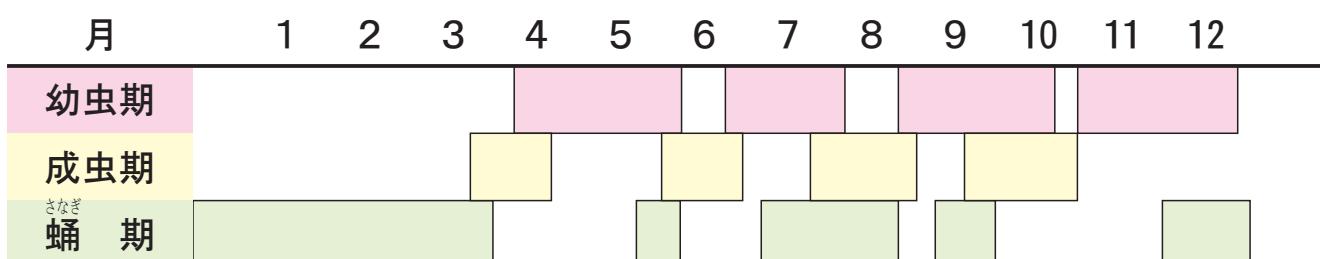
<防除方法>

イヌマキをよく観察し、幼虫の早期発見・防除を行うことが大事です。集団で行うとより効果的です。

1 少数発生のときは、木を揺り落とし幼虫を捕殺(拾い集めて焼却)しても良い。

2 大発生のときは、薬剤散布。DMTP剤(スプラサイド乳剤等)4000倍液が効果的といわれます。また、幼虫時期に散布するのがより効果的といわれます。(※散布の際は、飛散防止対策を行ったうえで散布してください→農薬飛散防止対策)

★キオビエダシャクの年間発生動向★



幼虫



成虫

